

# 台湾と日本の学習指導要領の比較研究

—音楽科を中心に—

曹 念 慈

(本講座大学院博士課程後期在学)

## はじめに

グローバル化、情報化などが急速に発展している21世紀を迎えるにあたって、台湾と日本は1998年に学校教育の内容の全面的な見直しを発表した。台湾では、1998年の「九年一貫國民教育課程總綱綱要」<sup>注1)</sup>の発表であり、日本では同年の「学習指導要領」の改訂である。本研究では、台湾と日本の初等音楽科教育の基礎となっている両国の学習指導要領を教育目標、教育内容、授業時数、の3つの視点から比較する。対象としたものは、台湾の2001年版「九年一貫國民教育課程暫行綱要」と日本の1998年版「小学校学習指導要領」である。

## I. 両国の教育制度と音楽科教育の概略

### 台湾

日本統治時代<sup>注2)</sup>の台湾の教育制度は、第2次世界大戦後も基本的に踏襲され、現在に至っても大きな変化はない。台湾の教育年限は基本的には6・3・3・4制で、義務教育が小学校6年間と中学校3年間の9年間である。義務教育段階は国定の課程であり法的拘束力をもっている。現行の国定課程は2001年1月に告示された「國民中小學九年一貫課程暫行綱要（以下、「暫行綱要」とする）」である。初等学校は「國民小学」と呼ばれ、満6歳で入学する。学年度は8月1日から翌年の7月31日までとされ、2学期制を採用している。入学式や第1学期の授業の開始は、9月上旬頃となっている。授業は週5日制である。(国際教育交流促進協会、および曹 1997)

音楽科は、1993年に告示された「國民小学課程標準」(以下、「課程標準」とする)までは、1つの教科として教えられていたが、「暫行綱要」が告示されてから、小学校第1学年と第2学年の「音楽」は「生活」課程に統合され、小学校第3学年から中学校第3学年までの「音楽」は、「視覚芸術」、「表演芸術(theater)」と共に、「芸術と人文」領域に統合された。現行の台湾の各学年の学習領域の枠組みを表2に示す。

表2 台湾の各学年の学習領域の枠組み（教育部 2001）

学年 学習領域	1	2	3	4	5	6	7	8	9
語文	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語	国語
					英語	英語	英語	英語	英語
健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育	健康と 体育
社会	生活		社会	社会	社会	社会	社会	社会	社会
芸術と人文			芸術と人文	芸術と人文	芸術と人文	芸術と人文	芸術と人文	芸術と人文	芸術と人文
自然と生活			自然と生活	自然と生活	自然と生活	自然と生活	自然と生活	自然と生活	自然と生活
科学技術			科学技術	科学技術	科学技術	科学技術	科学技術	科学技術	科学技術
数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学	数学
総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動	総合活動

## 日本

日本の教育年限は小学校6年、中学校3年、高校3年、大学4年が基本である。そのうち、小学校と中学校の9年間は義務教育となっている。義務教育段階は国定の課程で法的拘束力をもっている。現行の国定課程は1998年12月に告示された「学習指導要領」である。学年度は4月1日から翌年の3月31日までとされ、ほとんどの学校は3学期を採用しているが、最近は前後期制を採用する学校も増加している。入学式や第1学期の授業の開始は4月上旬頃となっている。授業は週5日制である。

台湾の音楽科は「芸術と人文」領域に組み込まれたが、日本の音楽科は1つの教科として存在している。また、新たに組み込まれた週3時間の「総合的な学習の時間」にも、音楽的な活動を組織することができる。

## 比較

以上のことから、両国の基本的な教育制度の類似点と相違点を以下のようにまとめた。

### 1. 両国の類似点：

- (1) 教育年限は両国とも6-3-3-4制であること。
- (2) 義務教育が小学校6年と中学校3年の9年間であること。
- (3) 授業は週5日制であること。
- (4) 両国とも従来の教科の枠を超えた学際的なカリキュラムが謳われていること。

### 2. 両国の相違点：

- (1) 台湾の学年度は8月1日からであるが、日本の学年度は4月1日からであること。
- (2) 台湾ではすべての教科が学習領域に統合されているが、日本では教科の枠が残っていること。
- (3) 台湾の小学校は2学期制を採用しているが、日本の小学校の多くは3学期制を採用していること。

## Ⅱ． 両国の学習指導要領「総則」の特色

ここでは、両国の学習指導要領の総則の目次と内容について、その特色を述べることとする。

### 台湾

#### 1. 「暫行綱要」の「総綱」の目次と内容（教育部 2001）

- (1) 改訂の理由：①国家の発展のための要請。②社会の期待に対する対応。
- (2) 基本理念：ヒューマニティ、統整能力、民主の素養、郷土意識と国際意識を備え、生涯にわたって学習を行うことができる健全な国民を育成する。
- (3) 課程目標：国民中小学校の課程理念は、生活を中心に位置づけ、学生の心身の能力の発達に合わせる  
こと、個性を尊重すること、潜在能力を向上させること、民主の素養を涵養すること、多元的な文化  
の価値を尊重すること、科学的な知能を培うこと、現代生活のニーズに適応すること、である。国民  
教育の学校教育目標は、七大学習領域における人と自分、人と社会、人と自然などの人道的化、生活  
化、個性化、統合化、および現代化という教育活動を通して、基本的な知識を伝えること、生涯学習  
能力を培うこと、心身ともに発達した、活発で楽観的な、助け合い協力し合う、探究し反省する、幅  
広い見通しをもつ、創造的で進取的で健全な国民、および世界観を有する公民を育成することであ  
る。

以上のような国民教育段階の学校教育目的を達成するため、以下の課程目標が定められた。

- ① 自己理解を増進し、個人の潜在力を向上させる。
  - ② 鑑賞、表現、審美、および創作力を育成する。
  - ③ 生涯計画能力と生涯学習能力を向上させる。
  - ④ 自らを表現する能力、他の人とコミュニケーションする能力、および他の人と共有する能力を育成する。
  - ⑤ 他人を尊重する心を培い、社会に関心と思いやりをもち、集団での助け合いを増進する。
  - ⑥ 文化学習と国際理解を促進する。
  - ⑦ 計画、組織、及び実践の能力を増進する。
  - ⑧ 科学技術と情報の能力を運用する。
  - ⑨ 自発的な探索と研究の精神を涵養する。
  - ⑩ 独立思考の能力、問題解決の能力を育成する。
- (4) 基本能力：上述の課程目標を成立させるため、国民教育段階の課程設計は学生を主体とし、生活経験に重点を置き、以下のような現代国民に必要とされる基本能力を育成するべきである。
- ① 自己理解と潜在力の向上。
  - ② 鑑賞、表現、および創造。
  - ③ 生涯計画と生涯学習。
  - ④ 表現、コミュニケーション、および共有。
  - ⑤ 尊重、関心と思いやり、および集団での助け合い。

- ⑥ 文化学習と国際理解。
  - ⑦ 計画、組織、および実践。
  - ⑧ 科学技術と情報の運用。
  - ⑨ 自発的な探索と研究。
  - ⑩ 独立思考と問題解決。
- (5) 学習領域：国民の備えるべき基本能力を育成するため、国民教育段階の教育課程は、個人発達、社会文化、および自然環境などの3つの視点で、「言語」、「健康と体育」、「社会」、「芸術と人文」、「数学」、「自然と生活科学技術」、「総合活動」などの七大領域を提供するべきである。
- (6) 実施要点： ①通年の授業日数を原則的に200日としている。上・下学期ごとに20週、週5日で授業を実施するように設定している。総授業時数は、「領域学習の時数」と各学校の運用に委ねられた「弾力的な学習の時数」で構成されている。言語学習領域の授業時数は全体の20%-30%を占め、健康と体育、社会、芸術と人文、自然と生活科学技術、数学、総合活動などの学習領域の授業時数は全体の10%-15%に定められている（表3を参照）。②各学校では、行政代表、教師代表、保護者代表、および専門家などで「課程開発委員会」が構成され、その下に「各学習領域課程研究班」が組織される。「課程開発委員会」は、学校の条件、地域の特性、保護者の期待、児童・生徒のニーズなどを考慮して、学期が始まる前に、教育課程の編成、各学年の各領域の授業時数の決定、教材の審査、学習の主題と活動の設定、教育課程と授業の評価プランの作成を行う。最後に、完成した全校のカリキュラムを各市、各県の教育局に提出し、審査に備える。③上記の領域学習の時数以内であれば、学校は各科目の授業時数を弾力的に調節し、大単元あるいは主題的な授業を実施することができる。
- (7) 各学習領域の概要：七大学習領域および六大重大議題（現在我々がよく論議する課題：「情報」、「環境」、「両性」、「人権」、「生涯発展」、「家政」）を新カリキュラムの内容に含めるようにしている。

## 2. 今回の改訂の特色：

- (1) 小中学校教育課程のつながりを一層重視すること：「課程標準」では、国民小学校と中学校とがそれぞれ別の課程標準を編成していたが、「課程概要」では、国民中小学校一貫の課程概要が編成された。この結果、小中学校相互のつながり、および統合性が一層強くなった。
- (2) 「標準」を「概要」に変更したこと：これまでの「課程標準」では、各教科の目標、内容などが詳細に決められていたが、新しい「課程概要」では、目標などが大綱的に示され、その他は各学校や教師に任されている。そのため、弾力的なカリキュラム編成が求められ、特色ある教科書の編纂が容易になり、教師の「専門性」、および児童・生徒の「個性」がより尊重され、学校主体の教育実践をも展開しやすくなった。
- (3) 現代国民に必要な「基本能力」を育成すること：今回の「暫行概要」は、知識の暗記に偏った伝統的な教育課程による児童・生徒の負担を減らすこと、学校で学んだ知識を実際の生活経験とつなげ、生涯どこでも応用できること、教師と児童・生徒が楽しい雰囲気の中で学習できること、を児童・生徒に達成させるため、十大基本能力が示された。この十大基本能力が各学習領域の課程概要を編成する際の基準になると同時に、各学習領域の評価プランを設計する際の重要な根拠になる。

表3 各学年と「芸術と人文」領域の週あたりの授業時数

学年	時間	総授業時数	領域学習の時数	弾力的な学習の時数	芸術と人文	
					週 10%	週 15%
1		22-24	20	2-4	—	—
2		22-24	20	2-4	—	—
3		28-31	25	3-6	2.5	3.75
4		30-33	25	3-6	2.5	3.75
5		30-33	27	3-6	2.7	4.05
6		30-33	27	3-6	2.7	4.05
7		32-34	28	4-6	2.8	4.2
8		32-34	28	4-6	2.8	4.2
9		33-35	30	3-5	3.0	4.5

台湾の学校の1単位時間は、小学校40分、中学校45分である。

- (4) 今までの教科教育から学習領域に統合したこと：知識中心の伝統的な教育課程を避けるため、十大基本能力を育成するため、統合の能力を育成するため、および心身ともに十分に発達した健全な国民を育成するために、これまでの小学校11教科と中学校21教科を七大領域に統合した。
- (5) 「学校本位 (school-based)」の教育課程で、学校と教師がより弾力的に教えることができる自主的空間を提供したこと：新しい「暫行綱要」の「大綱化」と「児童・生徒中心の学習」によって、各学校が学校の実態に則して、独自の教育課程を設計することができる。「学校本位」を具体的に実践するために、総授業時数は、「学習領域の時数」と各学校の運用に委ねられた「弾力的な学習の時数」で構成されている。「弾力的な学習の時数」は全体の20%を占めている。その時間帯に地域、学校、クラス、および児童・生徒の特性とニーズなどを考慮して、授業活動を設計することができるようになった。
- (6) 教育の権力を教育部から地方の教育局や学校へ移したこと：これまでは、各学校は教育部が告示した国定課程にしたがい、教育部の審査に通った検定済み教科書を唯一の教材源として、児童・生徒を教えてきた。いわゆる、中央集権式のtop-downの方式であった。今回は、各学校は、「課程開発委員会」と「各学習領域課程研究班」を組織し、学期が始まる前に、教育課程、学習の主題、および活動の設計をする。完成した全校のカリキュラムを各市、各県の教育局に提出し、審査に備える。中央政府教育部は各教科の学力指標を定めること、地域と学校の実施成果を監察することにその権力を縮小した。
- (7) 児童・生徒の負担を減少させるため、各学年の授業時数を減少させたこと：「暫行綱要」によって、設定された総授業時数は、従来の総授業時数よりも週あたり3から11時数が減少した。このため、児童・生徒は昼間に利用できる時間が増加し、教師も負担が減少した。教師はその時間を「学校本位」の実践、教材づくり、カリキュラムの設計などに用いることができ、研修のための時間も確保す

ることができるようになった。

- (8) 実生活とのつながりを強調したこと：「暫行綱要」の理念は、生活を中心に位置づけることを強調している。国民教育段階の教育課程設計も「児童・生徒を主体とし、生活経験を重点として、現代国民に必要な基本能力を育成するべきである」と明示してあり、実生活とのつながりが強調された。

## 日本

新小学校学習指導要領（1998）の特色を以下のようにまとめた。

### 1. 授業時数の削減と教育内容の厳選

- (1) 年間授業時数を、現行より年間70単位時間（週当たり2単位時間）縮減した。
- (2) 高度になりがちな内容を上の学年や学校段階に移行し、もともと上の段階で扱っていた内容と合わせるにより、体系的にわかりやすく指導するようになった。
- (3) 各学校段階間、各学年間、各教科間で重複する内容を削除した。

### 2. 特色ある学校づくりと個に応じた指導の充実

- (1) 「総則」の中の「教育課程編成の一般方針」では、次のことが示されている。「……地域や学校の実態および児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。」
- (2) 「総則」の中の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」では、次のことが示されている。「各教科等の指導に当たっては、児童が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努める。」

### 3. 総合的な学習の時間の創設

いままでなかった「総合的な学習の時間」が創設された。「総則」の「総合的な学習の時間の取り扱い」の内容を整理して、以下のようにまとめた。

- (1) 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- (2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる。
- (3) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。
- (4) 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉・健康など横断的・総合的な学習などを実施する「総合的な学習の時間」を創設する。
- (5) 横断的・総合的な課題などについて、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査などの体験的な学習、問題解決的な学習を行う。

## 比較

以上のことから、今回の両国の教育改革について、台湾は積極的に教育改革をしたことが分かった。それに対して、日本はより保守的な態度で教育改革を進めた。両国の比較結果を以下に示す。

### 1. 両国の類似点

- (1) 学習指導要領の大綱化：台湾はこれまでの「課程標準」を「課程綱要」に変更した。日本の学習指導要領の内容も最低基準を示すものとして大綱化された。
- (2) 能力の育成を目指すこと：台湾は十大「基本能力」を育成することをはっきりと課程目標にしている。日本は自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことと明記している。
- (3) 横断的・総合的な学習の重視：日本で「総合的な学習の時間」が設置されたことは、台湾の「暫行綱要」の主なねらい「課程統合 (integrated curriculum)」と一致するものである。
- (4) 特色ある学校づくり：台湾では、各学校が学校の実態に則して、独自の学校カリキュラムを設計することができる。日本でも、「学校の実態に応じた学習活動を行うもの～」などと、総則の中で述べられている。
- (5) 学校の自由裁量の時間の拡大：台湾では、各学校の運用に委ねられた「弾力的な学習の時数」が確保されている。日本では、各学校においては、地域や学校、および児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することへの配慮が示されている。

### 2. 両国の相違点：

- (1) 台湾では、教科の枠を取払い、「課程統合」や「合科教授」を採用しているが、日本では教科を残し、「教育内容の厳選」を強調し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を重視している。日本では教科統合はなく、週3時間の「総合的な学習の時間」が創設されただけである。
- (2) 台湾では、教育の権力を中央政府教育部から地方の教育局や学校へ移した。日本では、基本的には従来どおり文部科学省による top-down 方式である。
- (3) 台湾は学校教育課程と生活との関連を強調しているが、日本は道徳教育を強調している。

## Ⅲ. 両国の音楽科学習指導要領の内容と改善の具体的事項

### 台湾

台湾の音楽科は「芸術と人文」領域に組み込まれたため、「芸術と人文」領域の中の音楽分野の内容を中心に検討する。

#### 1. 台湾の「芸術と人文」領域の内容

内容を抜粋して示す。

- (1) 「基本理念」：①「芸術と人文」は芸術的陶冶を通して、人文の素養を涵養する。②「芸術と人文」領域には、視覚芸術、音楽、表演芸術などの学習が含まれている。児童・生徒に関する芸術知識・技能を育成すること、児童・生徒に積極的に芸術活動に参加させることを促進すること、芸術の鑑賞能力を向上させること、生活の情趣を陶冶させること、芸術の潜在力を啓発させること、および健全な人格を発展させ

ることが本領域の目的である。③芸術は生活から源を発して、生活に融けこんでいる。生活はすべての文化の成長する源泉であり、そのため芸術教育は児童・生徒に生活環境の中で人との触れ合いや自然との触れ合いを探究する機会を提供すべきである。

(2) 「課程目標」:

- ① 探索と創作：自己探索をし、環境と個人の関係を理解し、素材と形式を運用し、芸術の創作を行い、生活と心を豊かにすること。
- ② 審美と思弁：審美活動を通して、各芸術の価値を認識し、芸術作品を重視し、生活の質を向上させること。
- ③ 文化と理解：芸術的文脈と芸術的様式を理解し、多様な芸術活動に参加し、芸術に対する視野を広げ、お互いの尊重と理解を増進すること。

(3) 各段階の能力指標：表4に示す。

表4 台湾の音楽分野の「各段階の能力指標」

	第一段階（低学年）	第二段階（中学年）	第三段階（高学年）
探索と創作	<p>1-1-3 声、身体楽器、楽器、および周囲の環境音を通して、多様な音色を体験する。</p> <p>1-1-4 音楽活動において、声、動作、および簡単な楽器で創作を行う。</p> <p>1-1-5 言葉、身体動作、音楽の情景を模倣することなどによって、楽曲への感受（体験）を表現する。</p>	<p>1-2-4 リズム、歌唱、および楽器演奏を通して、音楽の要素（高さ、長さ、強さなど）を感受する。</p> <p>1-2-5 声、身体動作、および楽器で簡単なメロディとリズムを即興創作して、音楽、あるいはリズムに合わせる。</p> <p>1-2-6 様々な速さ、音色、強さ、およびフレーズを試み、探索することによって、創作する。</p>	<p>1-3-4 様々な音源（電子楽器を含む）を試み、探索し、創作の想像力を涵養する。</p> <p>1-3-5 楽器を運用して、歌曲の伴奏を即興し、歌曲と合奏する。</p> <p>1-3-6 様々な音色、速度、強さ、およびフレーズを運用して、様々なジャンルの音楽を創作する。</p>
審美と思弁	<p>2-1-3 自然と周囲の環境音を体験し、自分の感じたことを述べる。</p> <p>2-1-4 歌を歌うことと、わらべ歌、童謡を鑑賞することを通して、音楽を愛好する態度を培う。</p>	<p>2-2-4 人の声、楽器、および音楽の要素を区別し、認識する。そして、それらの特質を述べる。</p> <p>2-2-5 同級生の音楽演奏を鑑賞し、自分の感じたことを述べ、その成就したことを理解する。</p> <p>2-2-6 日常生活で興味をもって音楽を聴く習慣を育成し、自分が音楽を選ぶ基準を述べる。</p>	<p>2-3-4 音楽の専門用語を用い、楽曲の構造と特徴を口述・記述する。</p> <p>2-3-5 論議、分析、批判などの方法を通して、楽曲への自分の審美経験と見解を表現する。</p> <p>2-3-6 音楽活動に参加し、聴くことに集中する習慣を育て、自分が感じたことを表現する。</p>
文化と	<p>3-1-3 周囲の環境を観察し、芸術活動に参加し、音楽は生活の一部であることを理解する。</p>	<p>3-2-3 郷土音楽を認識し、演奏、歌唱、あるいは鑑賞の方法を通して、郷土に対する愛着心を表現する。</p>	<p>3-3-4 様々な音楽関係の情報を運用し、音楽学習と創作を促進し、音楽活動に興味をもって参加する態度を育成する。</p>



理解	3-1-4 様々な民族の民謡を鑑賞し、多元的文化的音楽の特質を感受する。	3-2-4 様々な文化の音楽表現方法を鑑賞し、様々な文化の特質を理解する。	3-3-5 様々な文化の音楽の特質を比較する。
			3-3-6 音楽史上の各時期の作品を認識し、特色を理解する。

(4)「各段階の能力指標と十大基本能力との関係」：例として、十大基本能力の第1項目「自己理解と潜在力の向上」と各段階の能力指標との関係を表5に示す。

表5 「各段階の能力指標と十大基本能力との関係」(第1基本能力)

段階	第一段階	第二段階	第三段階
十大基本能力			
自己理解と潜在力の向上	1-1-1 生活を経験・体験し、認識して、視覚芸術創作の形式を用いて、自己の感受と考えを表現する。	1-2-1 各種の芸術創作を試み、豊富な想像力と創造力を表現する。	1-3-3 様々な芸術の形式を通して、自己の特質を表現し、自己評価・分析をする。
	1-1-5 言葉、身体動作、音楽の情景などの方式を模倣することなどによって、楽曲への感受(体験)を表現する。	1-2-3 見たことと触ったこと、およびそれに対して感じたことを記録し、表現する。	1-3-7 演劇活動において、積極的・協力的な態度を示し、自分の才能や潜在力を表現する。
	1-1-6 共同の演劇表現活動において、観察、協力し、言葉、身体動作を運用し、情景を模倣する。		2-3-6 音楽活動に参加し、聴くことに集中する習慣を育成し、自分が感じたことを表現する。

(5)「実施の要点」:

- ① 課程設計について：ア 各学校は「芸術と人文学習領域課程研究班」を設置し、芸術と人文学習領域の段階能力指標に従いながら、学校の条件、地域の特性、保護者の期待、児童のニーズなどを考慮して、年間指導計画を決定する。計画の内容は、「目標、週当たりの進度、教材、授業活動の設計、評価、授業資源」などの項目である。イ 指定された授業内であれば、学習領域の枠を破り、科目と授業時数を弾力的に調節し、大単元、あるいは主題で授業を統合することができる。
- ② 教材の内容と範囲について：「芸術と人文」領域の教育内容には以下のことが含まれるべきである。
  - ア 視覚芸術、音楽、表演芸術、および総合的な芸術(オペラ、映画など)の鑑賞と創作、本領域と歴史と文化との関係。
  - イ 評価、反省、および価値観の形成。
  - ウ 生活芸術の実践と応用。
  - エ 他の教科との関連づけ。
  - オ 音楽の技能領域には、音感、読譜、歌唱、器楽、演奏などが含まれている。

## 2. 改善の具体的事項（音楽分野を中心に）

- (1) 内容が大綱化されたこと：これまでの「課程標準」では、音感、読譜、歌唱、演奏、創作、鑑賞の6項目が定められ、さらに各項目の下に詳細な内容が定められていた。ところが、新しい「暫行綱要」では、目標などが大綱的に示されているだけであり、それ以外の内容などは各学校や各教師に任されている。
- (2) 視覚芸術、音楽、表演芸術を統合すること：1993年の「課程標準」では、小中学校の「美勞」や「美術」、「音楽」はそれぞれ独立の教科であったが、「暫行綱要」では、「視覚芸術」、「音楽」、および「表演芸術」が統合されている。そのうち「視覚芸術」は「美勞」と「美術」が合体したものであり、「表演芸術」はまったく新しい分野である（古重仁 2001）。
- (3) 十大基本能力の育成を強調すること：音楽分野の「各段階の能力指標」（表4）と十大基本能力との関係（表5）が明示され、生涯どこでも応用できる基本能力を育成することがめざされている
- (4) 生活と人文との関連をより強調すること：これまでの「課程標準」では、音楽の専門的な知識・技能の養成が重視されていたが、「暫行綱要」では、音楽の知識と技能の養成の外に、音楽の学習を児童の実生活と関連させ、人文的な素養の向上を意図している。
- (5) 音楽の授業時数が半分に削減されたこと：1993年の「課程標準」では、小学校第1学年から第6学年まで週2時間（1時間は40分である）の音楽科の授業が開設されていた。ところが、2001年の「暫行綱要」によって、「芸術と人文」領域の授業時数は全体の学習領域の時数の10%-15%に定められた。このため、音楽が占める比率が極めて少なくなった。例えば、小学校第3学年では、「芸術と人文」領域には週2.5-3.75時間の授業が開設されている。各学年とも大体週3、4時間の「芸術と人文」領域の授業が開設されている（表3を参照）。しかし、「芸術と人文」領域の中には、3つの分野が含まれているので、平均的には、音楽の授業がおおよそ週1時間に減少してしまった。これまでの「課程標準」の週2時間よりも、音楽を教える時間は半分に減少した。
- (6) 「文化と理解」の目標が加えられたこと：グローバル化により、多元的な文化が周りに溢れている。それに対応するため、今回の「暫行綱要」では、「課程標準」の音楽科の総目標<sup>注3)</sup>になかった「文化と理解」という目標が加えられた。自国の文化を理解するだけでなく、他国の文化をも理解し尊重することが期待されている（古重仁 2001）。
- (7) 「各段階の目標」と「内容」が「各段階の能力指標」に代わったこと：音楽科の「課程標準」で示されていた「各段階の目標」と「内容」（音感、読譜、歌唱、演奏、創作、鑑賞）が、「暫行綱要」では削除され、その代わりに、「各段階の能力指標」が定められた（古重仁 2001）。
- (8) 教師のチーム・ティーチングが求められること：「表演芸術」は従来なかった教科なので、担当する教員がないことが深刻な問題になっている。そのため、いままで、音楽を教えてきた教師が、演劇やまれには視覚芸術も教えなくてはならなくなり、教師間の協力を求めなければならなくなった。

日本

1. 日本の「音楽科学習指導要領」の内容

(1) 小学校音楽科改訂の基本方針（教育課程審議会 1998）

教育課程審議会の答申によって、小学校、中学校および高等学校を通じて、次の観点を重視して改善を図った。

- ① 表現および鑑賞にかかわる幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育て、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う指導が一層充実して行われるようにする。
- ② 児童・生徒が楽しく音楽にかかわり、音楽活動の喜びを得るとともに、生活を明るく豊かにし生涯にわたって音楽に親しむことを促すことを重視し、表現活動及び鑑賞活動の関連を図りつつ、各学校が創意工夫を生かして、児童・生徒一人ひとりが個性的、創造的な学習活動をより活発に行うことができるようにする。
- ③ 各学校段階の特質に応じて、我が国や諸外国の音楽文化についての関心や理解を一層深める表現活動及び鑑賞活動の充実を図るとともに、国歌「君が代」の指導の一層の充実を図る。

(2) 音楽科の目標：教科目標と各学年目標を表6に示す（金本 1999）。

表6 日本の音楽科の教科目標と各学年目標

日本			
教科目標			
表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。			
学年目標			
	低学年	中学年	高学年
興味 関心 態度 習慣	(1) 楽しい音楽活動を通して、音楽に対する興味・関心を持ち、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。	(1) 進んで音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。	(1) 創造的に音楽にかかわり、音楽活動への意欲を高め、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにする態度と習慣を育てる。
表現 能力	(2) リズムに重点を置いた活動を通して、基礎的な表現の能力を育て、音楽表現の楽しさに気付くようにする。	(2) 旋律に重点を置いた活動を通して、基礎的な表現の能力を伸ばし、音楽表現の楽しさを感じ取るようにする。	(2) 音の重なりや和声の響きに重点を置いた活動を通して、基礎的な表現の能力を高め、音楽表現の喜びを味わうようにする。
鑑賞 能力	(3) 音楽の楽しさを感じ取って聴き、様々な音楽に親しむようにする。	(3) 音楽の美しさを感じ取って聴き、様々な音楽に親しむようにする。	(3) 音楽の美しさを味わって聴き、様々な音楽に親しむようにする。

(3) 音楽科の内容：「表現」と「鑑賞」の内容を表7と表8に示す（金本 1999）。

表7 音楽科の内容：「表現」

項目	低学年	中学年	高学年
(1) 音楽を聴いて演奏できるようにする。(低)	ア 範唱や範奏を聴いて演奏すること。	ア (低学年と同じ)。 イ ハ長調の旋律を視唱したり視奏したりすること。	ア (低学年と同じ)。 イ ハ長調及びイ短調の旋律を視唱したり視奏したりすること。
(1) 音楽を聴いたり楽譜を見たりして演奏できるようにする。(中・高)	イ 階名で模唱や暗唱をしたり、リズム譜に親しんだりすること。		
(2) 楽曲の気分や音楽を特徴付けている要素を感じ取って、工夫して表現できるようにする。(低)	ア 歌詞の表す情景や気持ちを想像して表現すること。 イ 拍の流れやフレーズを感じ取って、演奏したり身体表現をしたりすること。	ア 歌詞の内容にふさわしい表現の仕方を工夫すること。 イ 拍の流れやフレーズ、強弱や速度の変化を感じ取って、演奏したり身体表現をしたりすること。	ア 歌詞の内容や楽曲の構成を理解して、それらを生かした表現の仕方を工夫すること。 イ 拍の流れやフレーズ、音の重なりや和声の響きを感じ取って、演奏したり身体表現をしたりすること。
(2) 曲想や音楽を特徴付けている要素を感じ取って、工夫して表現できるようにする。	ウ 互いの歌声や楽器の音、伴奏の響きを聴いて演奏すること。		
(3) 歌い方や楽器の演奏の仕方を身に付けるようにする。(低・中・高)	ア 自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。 イ 身近な楽器に親しみ、簡単なリズムや旋律を演奏すること。	ア 呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない声で歌うこと。 イ 音色に気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏すること。	ア 呼吸及び発音の仕方を工夫して、豊かな響きのある、自然で無理のない声で歌うこと。 イ 音色の特徴を生かして、旋律楽器及び打楽器を演奏すること。
(4) 音楽をつくって表現できるようにする。(低・中・高)	ア リズム遊びやふし遊びなどを楽しみ、簡単なリズムをつくって表現すること。 イ 即興的に音を探して表現し、音遊びを楽しむこと。	ア 音の組合せを工夫し、簡単なリズムや旋律をつくって表現すること。 イ 即興的に音を選んで表現し、いろいろな音の響きやその組合せを楽しむこと。	ア 曲の構成を工夫し、簡単なリズムや旋律をつくって表現すること。 イ 自由な発想を生かして表現し、いろいろな音楽表現を楽しむこと。
(5) 表現教材は次に示すものを取り扱う。	ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び輪唱で歌う楽曲 イ 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含めて、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた楽曲 ウ 共通教材	ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の3曲を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う楽曲 イ 主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含めて、簡単な重奏や合奏にした楽曲 ウ 共通教材	ア 主となる歌唱教材については、各学年ともウの共通教材の中の2曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う楽曲 イ 主となる器楽教材については、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な重奏や合奏にした楽曲 ウ 共通教材

表8 音楽科の内容：「鑑賞」

項目	低学年	中学年	高学年
(1) 音楽を聴いてそのよさや楽しさを感じ取るようにする。(低)	ア 楽曲の気分を感じ取って聴くこと。 イ リズム、旋律及び速さに気を付けて聴くこと。	ア 曲想の変化を感じ取って聴くこと。 イ 主な旋律の反復や変化、副次的な旋律、音楽を特徴付けている要素に気を付けて聴くこと。	ア 曲想を全体的に味わって聴くこと。 イ 主な旋律の変化や対照、楽曲全体の構成、音楽を特徴付けている要素と曲想とのかかわりに気を付けて聴くこと。
(1) 音楽を聴いてそのよさや美しさを感じ取るようにする(中)	ウ 楽器の音色に気を付けて聴くこと。	ウ 楽器の音色及び人の声の特徴に気を付けて聴くこと。	ウ 楽器の音色及び人の声の特徴に気を付けて聴くこと。また、それらの音や声の重なりによる響きを味わって聴くこと。
(1) 音楽を聴いてそのよさや美しさを味わうようにする。(高)		また、それらの音や声の組合せを感じ取って聴くこと。	
(2) 鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。(低・中・高)	ア 日常生活に関連して、情景を思い浮かべやすい楽曲 イ 行進曲、踊りの音楽、身体反応の快さを感じ取りやすい音楽など、いろいろな種類の楽曲 ウ 児童にとって親しみやすい、いろいろな演奏形態による楽曲	ア 音楽の要素及び音色の特徴を感じ取り、聴く楽しさを得やすい楽曲 イ 劇の音楽、管弦楽の音楽、郷土の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の楽曲 ウ 独奏、合奏を含めたいろいろな演奏形態による楽曲	ア 音楽の構成及び音や声の重なりによる響きの特徴を感じ取り、聴く喜びを深めやすい楽曲 イ 歌曲、室内楽の音楽、箏や尺八を含めた我が国の音楽、諸外国に伝わる音楽など、いろいろな種類の楽曲 ウ 独唱、合唱、重奏を含めたいろいろな演奏形態による楽曲

(4) 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い(省略)

2. 改善の具体的事項(教育課程審議会 1998)

児童一人ひとりが感性を豊かに働かせながら音楽にかかわり、楽しい音楽経験を得られるようにすることを重視して、次のような改善を図る。

- (1) 学校や児童の実態等に応じて弾力的な指導が行われるようにするため、目標と内容を2学年まとめて示す。また、具体的な楽器名を削除し、扱う楽器の選択の幅を広げるようにする。
- (2) 児童がゆとりをもって音楽活動に取り組むことができるよう、音符、休符及び記号など知識理解に関する内容については全学年を通じて弾力的な取扱いができるようにするとともに、現在、取り扱っているハ長調とイ短調、ヘ長調とニ短調のうち、取扱いが高度になりがちなヘ長調とニ短調の視唱や視奏を削除する。
- (3) 「表現」領域においては、各学年段階の発達に即して、自分の思いを生かした表現活動が一層活発に行われるようにするため、例えば低学年や中学年では、ふし遊びやリズム遊び、様々な音を活用した音楽づくり、高学年では簡単な旋律やリズムをつくって自分なりに表現する活動などの具体的な活動を示すようにする。また、高学年においては、合唱や合奏などの表現形態を学校や児童の実態等に応じて選択できるよう配慮する。
- (4) 「鑑賞」領域においては、児童が進んで音楽を聴き、音楽のよさや美しさを感じ取り、様々な音楽に

親しむ活動が一層充実するようにする。

(5) 表現および鑑賞の教材については、次の各点に留意して示すこととする。

- ① 歌唱、器楽、鑑賞の教材について、学校や児童の実態等に応じた弾力的な指導が行われるようにするため、年間に取り扱う曲数は示さないこととする。
- ② 歌唱共通教材については、日本のよき音楽文化を世代を超えて歌い継ぐようにするため、現行と同様、長い間多くの人々に親しまれてきた文部省唱歌や、各学年の指導内容として適切なものの中から選択して、これを示すこととする。
- ③ 鑑賞教材については、各学校が創意工夫ある指導を進め、学校や児童の実態等に応じて多様な楽曲から選択できるよう共通教材は示さないこととするが、児童が我が国及び諸外国の音楽に一層関心を深め親しむことができるよう教材選択の観点を示すこととする。
- ④ 国歌「君が代」は、いずれの学年においても指導することを一層明確に示すこととする。

## 比較

### 1. 目標について

台湾の「芸術と人文」領域の目標は小学校第3学年から（1、2年の音楽は生活課程に含まれている）中学校第3学年まで一貫して、3つの項目から構成されている。それに対して、日本は教科目標と2学年まとめて示されている各学年の目標から構成されている。ここでは、両国の目標を「認知面」、「技能面」、「情意面」という3つの側面から比較した。その結果を表9に示す。表9から次のことが分かる。認知面においては、台湾では、「芸術と人文」領域で学んだことが実生活で実践や応用できることを強調するために、芸術活動を通して、人と自分、人と社会、人と自然の関係などを理解することが重視されている。日本では、認知面についての目標がほとんどないことに注目したい。技能面においては、台湾では、知識・技能教育に偏った伝統的な芸術教育から離れ、生活および人文との関連を重視しながら、音楽分野の各段階の能力を育成している。同時に、音楽の学習によって十大基本能力を育成することがめざされている。日本では音楽活動の基礎的な能力（表現能力、鑑賞能力）を培うことを重視している。情意面においては、台湾ではやはり実生活との関連を強調している。日本では音楽に対する愛好や感性を育て、豊かな情操を養うなど、音楽美の追求と美的情操を重視している。

### 2. 内容について

ここでは、台湾の「各段階の能力指標（音楽分野）」と日本の内容を比較する。両国は同じように2学年まとめて内容を示しているが、台湾の内容（各段階の能力指標）は、課程目標の「探索と創作」、「審美と思考」、「文化と理解」の下に、述べられている。日本の内容は「表現」と「鑑賞」の下に、述べられている。台湾では、人文的な素養の涵養、健全な人格の発達、および生涯どこでも応用できる能力の育成というねらいを達成するために、「芸術と人文」領域の「各段階の能力指標」が構成されている。日本では、音楽美を追求するために、最低基準の音楽科の内容が構成されている。これらの教育内容の対応関係を整理した結果を表10に示す。表10から次のことが分かる。

表9 台湾の「芸術と人文」領域と日本の「音楽科」との教育目標の比較（小学校）

	台 湾	日 本	
	「芸術と人文」領域の目標	音楽科の目標	各学年の目標（表6を参照）
認知面	1. 探索と創作：自己探索をし、環境と個人を理解する 2. 文化と理解：芸術的文脈、および芸術の様式を理解する。		
技能面	3つの目標の全体	音楽活動の基礎的な能力を培う	(2) (3)
情意面	1. 探索と創作：生活と心を豊かにする。 2. 審美と思弁：各芸術の価値を認識する。 生活の質を向上する。 3. 文化と理解：お互いの尊重と理解を増進する。	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、豊かな情操を養う	(1) (2) (3)

表10 台湾と日本の音楽科の教育内容の対応関係

台 湾	日 本
探索と創作 ←	表現 →
審美と思弁 ←	鑑賞 →
文化と理解 ←	

(1) 台湾の「探索と創作」の内容は、日本の「表現」の内容と表現上は非常に異なっているが、その実質はほぼ同じである。ただし、日本の内容は系統的に徐々に発展しているが、台湾の各段階の内容は系統的・発展的に述べられていないために、進度のつながりに問題が生じると思われる。例えば、日本の「表現」の第1項目（表7）では、低学年では、「音楽を聴いて演奏できるようにする」と述べられている。中学年と高学年では、「音楽を聴いたり楽譜を見たりして演奏できるようにする」と述べられ、内容のレベルは徐々に上がっている。なお、第1項目以下の記述も系統的である。低学年では「階名で模唱や暗唱をしたり、リズム譜に親しんだりすること」、中学年では「ハ長調の旋律を視唱したり視奏したりすること」、高学年では「ハ長調及びイ短調の旋律を視唱したり視奏したりすること」と児童の成長に合わせて系統的に内容が発展している。台湾も児童の心身発達を考慮して内容を徐々に上げているが、日本のように系統的に示されていない（表4を参照）。

(2) 台湾の「審美と思弁」の内容は、日本の内容よりも児童が自分の感じ取ったことをみんなの前で発表できるようにすることを重視している。

(3) 「文化と理解」については、台湾は音楽が生活の一部であることを強調し、郷土音楽、様々な民族や文化の音楽を鑑賞することを強調している。日本も「鑑賞」領域で、「郷土の音楽」「我が国の音楽」、「諸外国に伝わる音楽」を取り扱うことと示している。

3. 時数について：

台湾の「芸術と人文」領域と日本の「音楽科」の時数を表3と表11に示す。そして、両国の音楽の年間総時数を整理して表12に示す。

表11 日本の各教科の授業時数（文部科学省 1998）

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育				
第1学年	272	—	114	—	102	68	68	—	90	34	34	—	782
第2学年	280	—	155	—	105	70	70	—	90	35	35	—	840
第3学年	235	70	150	70	—	60	60	—	90	35	35	105	910
第4学年	235	85	150	90	—	60	60	—	90	35	35	105	945
第5学年	180	90	150	95	—	50	50	60	90	35	35	110	945
第6学年	175	100	150	95	—	50	50	55	90	35	35	110	945

表12 台日の年間音楽授業時数

	台湾 (生活)	台湾 (「芸術と人文」)	台湾 (音楽分野)	日本 (音楽科)
第1学年	80-120	—	9-13	68
第2学年	80-120	—	9-13	70
第3学年	—	100-150	33-50	60
第4学年	—	100-150	33-50	60
第5学年	—	108-162	36-54	50
第6学年	—	108-162	36-54	50
総時数	—	—	156-234	358

以上のことから、台湾の小学校6年間で実際に音楽を指導する時数（台湾の弾力的な時間や日本の総合的な学習時間などが含まれていない）は、日本より202-124時間少ないことが分かった。なお、台湾の小学校の1授業時間は小学校40分である。日本の小学校の1授業時間は基本的には小学校45分である。台湾よりも日本の方がはるかに音楽を指導する時数が多いことが判明した。



#### IV. 考察

ここでは、これまで比較してきた内容を総合的に考察する。

まず、両国の教育改革の動向を次のようにまとめた。類似点については、両国とも学習指導要領の大綱化、能力の育成、総合的な学習、特色ある学校づくり、学校の自由裁量の時間の拡大などの傾向がみられる。

相違点については、両国とも横断的・総合的な学習が謳われているが、台湾の場合は教科の枠を取払い、いままでの11教科を七大領域に統合したのに対し、日本の場合は教科の枠を維持しながら、週3時間の「総合的な学習の時間」が創設されたことがもっとも異なるところといえよう。

次に両国の音楽科教育の改革の動向を示す。授業時数については、台湾は小学校第1学年から第6学年までの6年間で156-234単位時間であり、日本は358単位時間であることが判明した。この授業時数の違いが実際の学習にどのように影響しているかを検討することが今後の課題になる。目標と内容については、授業時数の削減に対応するために、両国とも授業内容を見直した。台湾では、音楽は児童・生徒の発達段階に応じて「視覚芸術」、「表演芸術」と共に統合され、合科的に扱われている。音楽の基本能力を育成すると同時に、多様な芸術現象に目を向け、より包括的な芸術的概念を獲得することによって、人文的な素養の向上を意図している。そして、音楽の学習を児童の実生活と関連させ、生涯どこでも応用できる十大基本能力を育成することがめざされている。日本では、教育内容を厳選して、基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくみ、最低基準の音楽科の基本能力などを培うことと豊かな情操を養うことをめざしている。日本では音楽美だけを追求するのに対して、台湾では、音楽を手段として、人文素養および十大基本能力を育成することが大きな相違点として挙げられよう。

#### おわりに

1998年の教育改革で、音楽科教育について、両国のもっとも異なる点は台湾の音楽科は「芸術と人文」領域に組み込まれたが、日本の音楽科は1つの教科として存在し続けていることである。台湾の音楽科は1つの教科として存在していないし、音楽の授業時数も日本よりかなり少ないため、音楽学習の深まりが日本より希薄であると推測できよう。「芸術と人文」領域が実施以来1年半を経た現在、現場の教師は、「芸術と人文」領域の学習内容が生活化されたこと、弾力的なカリキュラムの編成が可能となり、教師の独立性、自主性が確保され、教師の間の協力が増し、教師の成長が促進されたこと、子どもの表現能力が高められたことなどを認めている。しかし、学校や教師に教材選択や教材編集の自由が与えられているため、慎重に計画を立てなければ学習内容が系統的ではなくなり、各学年の進度のつながりが問題になること、視覚芸術、音楽、表演芸術はそれぞれ独立した分野であり、実際の統合を実践しにくく、表面的かつ形式的な統合になってしまったこと、都市と地方の学力の差が大きくなることなどに戸惑っている（張育瑄 2003、丁金環 2002、王麗恵 2003、倪明和 2003）。これらの問題点に関して、日本の学習指導要領から3点のヒントを与えられた。第1は、音楽科の枠組を復活させ、教育内容を厳選して、基礎的・基本的な内容を確実に定着させることである。第2は、日本の「総合的な学習の時間」のような枠組を、創

設し、学際的・教科横断的課題に音楽学習を関連づけることである。第3は、学習指導要領の内容を簡潔で、しかも系統的に児童の心身の発達に適合させることである。

### 〈注〉

注1 台湾の教育部は1998年9月30日に新課程－「九年一貫國民教育課程總綱綱要」を告示した。その後、試行錯誤を経て、2003年1月に最終の新カリキュラム－「國民中小學九年一貫課程綱要（以下、「課程綱要」とする）」を告示した。「課程綱要」の1つ前の国定課程は1993年に告示された「國民小学課程標準」と1994年に告示された「國民中学課程標準」である。新課程の修訂過程を表1に示す。

表1 台湾の国定カリキュラムの改訂過程

1993年9月	國民小学課程標準
1994年10月	國民中学課程標準
1998年9月	九年一貫國民教育課程總綱綱要
2000年3月	國民中小學九年一貫課程暫行綱要（第一學習段階）
2001年1月	國民中小學九年一貫課程暫行綱要（全段階）
2003年1月	國民中小學九年一貫課程綱要

最終の「課程綱要」が告示されたが、現行の教科書はすべて「國民中小學九年一貫課程暫行綱要」に依拠して編集されているので（「課程綱要」に依拠する教科書は2004年8月からしか出版されない）、本研究では、「國民中小學九年一貫課程暫行綱要」を研究の対象とする。

注2 日本統治時代は、日清戦争の結果、明治28年(1895年)に台湾が日本に割譲されてから、昭和20年(1945年)に太平洋戦争の結果、台湾が解放されるまでを指す。

注3 1993年の「國民小学課程標準」の音楽科の総目標は以下の5点である。①音楽を感じる、理解する、表現する興味と能力を養う。②伝統音楽を認識、鑑賞、および学習する。③日常生活で音楽に親しみ、積極的な音楽学習態度を育てる。④知恵を啓発し、美的な情操を育て、愉快、活発、明朗な進取の精神を養う。⑤家庭、故郷、国家、世界を愛し、お互いに助け合い、社会奉仕の精神を養う。

### 〈主要参考文献〉

- ・岡部芳広（1992）「台湾の國民小学音楽教科書の研究」『音楽教育学』第21巻、第2号、pp.13-22。
- ・王前龍・張汝秀「台灣與日本新世紀中小學階段課程改革趨勢之比較分析」  
<http://www.naer.edu.tw/announce/9teach/24.htm>
- ・王麗惠（2003）『彰化縣國民小學藝術與人文領域實施情形之調查研究』國立新竹師範學院美勞教育研究所碩士論文。
- ・金本正武編著（1999）『改訂小学校学習指導要領の展開 音楽編』明治図書。

- ・教育課程審議会答申（1998）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について—音楽、芸術（音楽）の内容」  
<http://www.gifu-net.ed.jp/kyoka/ongaku/kaizenten.htm>
- ・教育部（2001）「國民中小學九年一貫課程暫行綱要」  
<http://top.ilc.edu.tw/day/new/911/course/%E7%B8%BD%E7%9B%AE%E9%8C%84.htm>
- ・國際教育交流促進協會 <http://www.aiee.gr.jp/image/countries/tw.htm>
- ・古重仁（2001）「從後現代主義談九年一貫之藝術與人文」  
<http://www.aerc.nhctc.edu.tw/journal/iournal1/page3-12/index-2.htm>
- ・曹念慈（1997）『台・日両国の義務教育における歌唱教材の比較研究』東京学芸大学大学院教育学研究科修士論文、pp.6-7。
- ・新学習指導要領パンフレット—教師向け（2003）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youryou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/index.htm)
- ・張育瑄（2003）『國民中學九年一貫藝術與人文領域實施現況調查研究』國立彰化師範大學藝術教育研究所碩士論文。
- ・丁金環（2002）『台中縣國民小學藝術與人文領域實施情形之調查研究』國立新竹師範學院國民教育研究所美勞教學碩士班碩士論文。
- ・倪明和（2003）『國民中學視覺藝術課程實施現況研究—以中部五縣市為例』國立彰化師範大學藝術教育研究所碩士論文。
- ・森隆夫、三瓶恵子、伊藤一枝、村木たか子、小宮山潔子（1978）「学習指導要領の比較研究」『教育課程行政、日本教育行政学会年報4号』pp.43-78。
- ・文部科学省（1998）「小学校学習指導要領」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/990301b.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301b.htm)